

2020年4月9日

お客様各位

東武運輸株式会社

緊急事態宣言発令に関する当社の対応について

当社ならびに東武運輸グループ各社では新型コロナウイルス感染症に関し、お客様と社員の安全を最優先に感染予防対策を実施するとともに、感染者発生時に備えた準備を進めております。

4月7日（火）、政府より7都府県に緊急事態宣言が発令されましたが、当社の基本方針についてお知らせいたします。

【各支店（物流現場）における対応基本方針】

- ・ 物流事業は生活インフラとして欠くことのできない重要な事業であり、緊急事態宣言対象地域を含む全店において、通常通り業務を継続いたします。

【当社従業員における感染予防対策】

- ・ 不急な出張・外部会議等の中止
- ・ 手洗い、うがいの徹底
- ・ マスクの着用
- ・ 従業員の健康管理（入社時の体調確認等）の徹底
- ・ 新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者（感染者の同居人等）・体調不良者（風邪の症状や37.5℃以上の発熱があるもの）の出勤制限

【従業員に新型コロナウイルス感染が認められた場合の対応方針】

- ・ トラックドライバーおよび倉庫作業員等、物流現場に勤務する従業員に新型コロナウイルス感染が認められた場合、保健所の指導等に基づき、施設内の消毒等を実施いたします。（倉庫内に商品をお預けしているお客様には速やかにご連絡いたします。）

以上